

会計大学院評価基準新旧対照表

新 (平成 29 年 11 月 30 日改訂)	旧 (平成 24 年 10 月 1 日改訂)
<p>I 総則</p> <p>2 評価基準の性質及び機能</p> <p>2-1</p> <p>評価基準は、学校教育法第 <u>109 条</u>第 4 項に規定する大学評価基準として策定されたものである。</p>	<p>I 総則</p> <p>2 評価基準の性質及び機能</p> <p>2-1</p> <p>評価基準は、学校教育法第 <u>69 条</u>の 3 第 4 項に規定する大学評価基準として策定されたものである。</p>
<p>II 会計大学院評価基準</p> <p>第 1 章 教育目的</p> <p>1-1 教育目的</p> <p>1-1-1</p> <p>高度な会計職業人養成を目的とした専門職大学院(以下「会計大学院」という。)においては、その創意をもって、将来の会計職業人(会計・監査に係る業務に携わる者)が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的素養を涵養するために、<u>教育目的を学則等に明文化し、教職員及び学生等の学内構成員に対して周知を図ること。</u></p>	<p>II 会計大学院評価基準</p> <p>第 1 章 教育目的</p> <p>1-1 教育目的</p> <p>1-1-1</p> <p>高度な会計職業人養成を目的とした専門職大学院(以下「会計大学院」という。)においては、その創意をもって、将来の会計職業人(会計・監査に係る業務に携わる者)が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的素養を涵養するために、<u>教育目的を明文化すること。</u></p>
<p>1-2-2</p> <p>1-1-1 の目的を達成し、1-2-1 の教育を実現するために、各会計大学院は<u>学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定・運用し、当該方針をふまえ、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定・運用し、</u>教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。<u>また、これらの方針について学生等に対して周知を図ること。</u></p>	<p>1-2-2</p> <p>1-1-1 の目的を達成し、1-2-1 の教育を実現するために、各会計大学院は教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。</p>

<p>解釈指針 3-1-1-1</p> <p>会計大学院においては、すべての授業科目について、当該科目の性質及び教育課程上の位置付けに応じて、受講する学生数は<u>教育効果が十分に期待できる適切な規模</u>であること。</p>	<p>解釈指針 3-1-1-1</p> <p>会計大学院においては、すべての授業科目について、当該科目の性質及び教育課程上の位置付けに応じて、受講する学生数は<u>一定規模以内</u>であること。</p>
<p>解釈指針 5-1-1-3</p> <p>「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。</p> <p>(1)授業及び教材等に対する学生、教員相互、<u>修了生、就職先企業等の関係者</u>又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。</p> <p>(2)教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の教育的方法。</p> <p>(3)外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。</p> <p>(4)<u>教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)</u>に関する研修及び研究</p>	<p>解釈指針 5-1-1-3</p> <p>「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。</p> <p>(1)授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。</p> <p>(2)教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の教育的方法。</p> <p>(3)外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。</p>
<p>6-1-1</p> <p>公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各会計大学院の教育の理念及び目的に照らして、各会計大学院は<u>入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)</u>を設定し、公表していること。</p>	<p>6-1-1</p> <p>公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各会計大学院の教育の理念及び目的に照らして、各会計大学院は<u>アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)</u>を設定し、公表していること。</p>
<p>解釈指針 6-2-2-1</p> <p>在籍者数等を考慮しつつ、入学者数と入学定員の乖離が続く場合、<u>乖離を縮めるための措置が講じられていること(例えば、入学定員の見直しを検討され、実行されること)</u>。</p>	<p>解釈指針 6-2-2-1</p> <p>在籍者数等を考慮しつつ、入学者数と入学定員の乖離が続く場合、<u>入学定員の見直しが検討され、実行されること</u>。</p>
<p>7-3-1</p>	<p>7-3-1</p>

<p>身体に障がいのある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障がいのある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制を<u>整備し、支援を行っていること。</u></p>	<p>身体に障がいのある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障がいのある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の<u>整備に努めていること。</u></p>
<p>解釈指針 7-3-1-1 身体に障がいのある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫<u>していること。</u></p>	<p>解釈指針 7-3-1-1 身体に障がいのある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障がいの種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫<u>することに努めていること。</u></p>
<p>解釈指針 8-1-2-4 基準 8-1-2 に規定する専任教員は、解釈指針 8-1-2-3 の規定にかかわらず、<u>特例が認められている場合は、当該特例をふまえ判断すること。</u></p>	<p>解釈指針 8-1-2-4 基準 8-1-2 に規定する専任教員は、平成 25 年度までの間、<u>解釈指針 8-1-2-3 の規定にかかわらず、同基準に規定する教員の数の 3 分の 1 を超えない範囲で、大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、平成 26 年度以降、一専攻に限り、算入できるものとする。</u></p>